

○厚生労働省告示第百三十二号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第七十七号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和五十九年厚生省令第五十五号)第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十七年年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日
○・〇〇一八六六

○厚生労働省告示第百三十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)第二十条の二の三第二項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修(平成十八年厚生労働省告示第百八十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日
第二条の表研修を実施する期間の欄及び第三条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十七年三月三十一日まで」を「平成三十年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第百三十四号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第1のAの2に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成十二年厚生省告示第二百三十三号)第三条第四項の規定により公表する。

平成二十七年三月二十六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

品種又は品目	名	申 請 者
大豆	エテアリドニ酸産生ダイアミノン8769系統及び除草剤グリホサート耐性ダイアミノン89788系統を掛け合わせた品種	日本ゼンサント株式会社

○厚生労働省告示第百三十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成十年厚生省告示第十五号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十六日
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項第二号中ヲをワとし、リからルまでを又からヲまでとし、チを削り、トをリとし、ハからハまでをホからチまでとし、同号口中「又は小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業」に改め、同号口を同号ハとし、同号ハの次に次のように加える。

二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

第一項第二号イの次に次のように加える。
ロ 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

第二項第二号中「ヲまで」を「ワまで」に改める。

○農林水産省告示第六百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号)第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準(平成十四年十月三日農林水産省告示第五百六十八号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年三月二十六日
農林水産大臣 林 芳正

○農林水産省告示第六百九十号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第六条第六項及び第十項の規定に基づき、昭和二十六年七月十日農林省告示第二百五十五号(漁港の指定)等の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十六日
農林水産大臣 林 芳正

一 昭和二十六年七月十日農林省告示第二百五十五号(漁港の指定)の一部を次のように改正する。
東京の部阿古の項漁港の区域の欄を次のように改める。

次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面
ア点 北緯三十四度〇三分四十三秒七・三九
東経百三十九度二十八分四十三秒八三
四四
エ点 北緯三十四度〇三分四十三秒七・三九
東経百三十九度二十八分四十三秒八三
才点 北緯三十四度〇四分〇九秒六〇六三
東経百三十九度二十八分五十九秒三三五

イ点 北緯三十四度〇三分四十三秒六六一二
東経百三十九度二十八分二十五秒六九
九九
ウ点 北緯三十四度〇四分二十五秒二五〇〇
東経百三十九度二十八分二十五秒五七
〇八
エ点 北緯三十四度〇四分二十五秒二五〇〇
東経百三十九度二十八分二十五秒五七
〇八
イ点 北緯三十四度〇四分二十五秒三一六〇
東経百三十九度二十八分四十八秒三四
九四

二 昭和四十五年六月十五日農林省告示第八百十五号(漁港を指定する件)の一部を次のように改正する。

東京の部二見の項区域の欄を次のように改める。
次のア点からイ点に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
ア点 北緯二十七度〇五分十七秒一九〇九
東経百四十二度十二分〇九秒九五二五
イ点 北緯二十七度〇五分十七秒一九〇九
東経百四十二度十二分〇九秒九五二五
ウ点 北緯二十七度〇五分二十五秒五一六七
東経百四十二度十二分十五秒八八八四
エ点 北緯二十七度〇五分二十五秒五一六七
東経百四十二度十二分十五秒八八八四

水域の欄に規定するイ点から一般都道二百四十号の海側に沿い次のウ点に至る線、次のウ点並びに同欄に規定するア点及びイ点を順次結んだ線並びに水際線により囲まれた地域

ウ点 北緯二十七度〇五分二十五秒五一六七
東経百四十二度十二分十五秒八八八四

エ点 北緯二十七度〇五分二十五秒五一六七
東経百四十二度十二分十五秒八八八四

イ点 北緯二十七度〇五分二十五秒五一六七
東経百四十二度十二分十五秒八八八四